

奥州市保育料等および副食費徴収確認表

保育所・認定こども園(保育所分)・地域型保育事業					幼稚園・認定こども園(幼稚園分)								
階層区分			3号認定 (3歳未満)		2号認定 (3歳以上)	階層区分		1号認定 (3歳以上)					
			標準時間	短時間									
A	生活保護世帯等		0円	0円	保育料 0円 副食費 免除	A	生活保護世帯等		保育料 0円 副食費 免除				
B	市民税非課税世帯		0円	0円		B	市民税非課税世帯						
C1	市民税 均等割のみ 課税世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円		C	市民税 所得割課税額 77,101円 未満						
		上記以外	8,500円	8,000円									
C2	市民税 所得割課税額 30,000円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円		D1b				ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	11,000円	10,400円									
C3	30,000円 以上 48,600円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円		D1a				ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	14,000円	13,300円									
D1a	48,600円 以上 57,700円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円		D1b				上記以外	16,500円	15,600円	
		上記以外	16,500円	15,600円									
D2a	63,600円 以上 77,101円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円		D2a				ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	20,000円	19,000円									
D2b	77,101円 以上 78,600円 未満		20,000円	19,000円	保育料 0円 副食費 実費	D2b				77,101円 以上 78,600円 未満		保育料 0円 副食費 実費	
D3	78,600円 以上 97,000円 未満		24,000円	22,800円		D3	78,600円 以上 97,000円 未満						
D4	97,000円 以上 117,000円 未満		28,000円	26,600円		D4	97,000円 以上 117,000円 未満						
D5	117,000円 以上 141,900円 未満		33,000円	31,300円		D5	117,000円 以上 141,900円 未満						
D6	141,900円 以上 169,000円 未満		38,000円	36,100円		D6	141,900円 以上 169,000円 未満						
D7	169,000円 以上 200,100円 未満		42,000円	39,900円		D7	169,000円 以上 200,100円 未満						
D8	200,100円 以上 250,000円 未満		46,000円	43,700円		D8	200,100円 以上 250,000円 未満						
D9	250,000円 以上 301,000円 未満		50,000円	47,500円		D9	250,000円 以上 301,000円 未満						
D10	301,000円 以上 397,000円 未満		53,000円	50,300円		D10	301,000円 以上 397,000円 未満						
D11	397,000円 以上		56,000円	53,000円		D11	397,000円 以上						

- ※ 上記保育料等のほかに、各施設によって遠足代・行事費・通園バス代などの実費徴収や設備整備費などの上乗せ徴収がある場合があります。
- ※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯 及び 障がいのある方がいる世帯をいいます。
- ※ この表における2号認定及び3号認定の年齢は、当該年度の前年度末3月31日時点の満年齢により決定します。そのため、満3歳になった時点で3号認定から2号認定への切り替えが行われたとしても、保育料が無料となるのは翌年度からとなります。
- ※ 階層区分は、保護者の市民税所得割額を合算して決定します。
この場合の市民税所得割額には、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除 など）は適用されません。
4月分～8月分は前年度の課税額により、9月分～3月分は当年度の課税額によります。
政令指定都市より課税されている場合は、市民税所得割額に6/8を乗じた金額により決定します。
- ※ 未申告の方は、必ず申告を行ってください。税額が確認できない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。（副食費は実費徴収）
国外収入がある場合（国外で課税されている場合）は、その内容が分かる書類をご提出ください。外国語で記載されている証明書については、翻訳文も必要です。提出がない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。（副食費は実費徴収）
- ※ 祖父母と同居しており、以下のように保護者の収入だけでは生計維持が困難と認められるときは、祖父母も算定対象に含まれることがあります。
◎ひとり親世帯の場合 保護者の収入が103万円以下
◎その他の世帯の場合 保護者の収入の合計額が180万円以下
- ※ 保護者が離婚を前提とした別居をしていることが確認できる場合は、その別居している保護者は算定対象に含まれないことがあります。
婚姻の有無にかかわらず、同居のパートナーは原則として保護者とみなし、算定対象に含まれます。
- ※ 3号認定の保育料には、給食費（主食費 及び 副食費）が含まれています。
1号認定 及び 2号認定の副食費の金額は、施設によって異なります。
- ※ 保護者が現に扶養する子で、上から2番目以降の子に係る保育料は無料となります。
保護者が現に扶養する子で、上から3番目以降の子に係る副食費は（市が定める上限額の範囲内で）徴収免除となります。